

意見書

平成 22 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mailto: [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

「電気通信分野における競争状況の評価 2009（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに

今回は「電気通信分野における競争状況の評価2009(案)」において、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【総論】

当社としましては、以下に述べる観点が特に重要と考えおり、これらの観点をふまえ各項目について意見を述べさせていただきます。

1. 評価結果を「光の道」へ反映

- ・ 「電気通信分野における競争状況の評価2009(案)」では、FTTH市場におけるNTT東西殿の独占化傾向だけでなくFTTH市場の拡大の鈍化も指摘されています。「光の道」構想実現に向けた基本的方向性(平成22年5月18日)(以下、「光の道」基本方針)の検討を進めるにあたっては、競争評価で指摘されたFTTH市場の鈍化状況を勘案していく必要があると考えます。
- ・ 戦略的評価の「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」では、競争政策の直接的経済効果として、ADSLが約1,470億円であるのに対し、FTTHでは約130億円と10分の1以下となっています。この違いは、サービスの成長時期と立ち上がり時期に行われる競争政策が異なることが大きな要因と考えます。具体的には、ADSLはすでに敷設済みのメタルを用いてサービス競争を促進し、FTTHでは光ファイバインフラ整備を行う観点から投資に観点を置いた設備競争を主に行ってきました。その光ファイバインフラ整備については、NTT東西殿を中心に2010年に「き線」点まで90%という光化を実現したことで競争政策の第1ステージともいえる段階が終わり、この先5～10年を見据えて今後のFTTH市場の拡大に必要なことは第2ステージとして利活用を促進するサービス競争であると考えます。FTTH市場において今後、サービス競争を中心にした競争政策をより一層促進することでより効果的な成長が実現できると考えます。
- ・ FTTH市場と同様に重要なのがモバイル市場です。「光の道」基本方針においても、「多様なブロードバンド手段の確保という観点から、既存の周波数割当の見直しや周波数開発など研究開発の推進により、新たなワイヤレスブロードバンド向け周波数帯の確保に努めることが必要と考えられることから、新たに設置した『ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ』において、7月を目途に結論を得られるよう検討を行うこととする。」とされています。したがって、ワイヤレスブロードバンド普及促進の観点からも競争状況を評価していくことが今後ますます重要と考えます。FTTHに代表される約5,000万世帯の固定ブロードバンドだけでなく、3.9世代のサービスロードマップが既に見えている1億以上を母数とした高速モバイル分野も視野に入れて推進を図ることが成長戦略をより有意義に導くものであると考えます。

2、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制についての評価が必要

- ・ これまでの競争評価では、総務省殿の考え方において「指定電気通信設備制度の有効性・適正性については、競争セーフガード制度において定期的に検証しています。」とされてきましたが、アドバイザリーボードでも規制がうまく機能しているかどうか競争評価でも見ていく必要があると指摘されたところであり、競争評価において、今後はボトルネック性に着目した規制、及び総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の両方の観点から規制の有効性について評価していくことに賛成します。
- ・ NTT東西殿の概括的展望、「光の道」基本方針によるインフラ整備、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とするかどうかの検討など電気通信市場をとりまく環境は大きく変化しようとしています。いずれにしても重要なのは、健全で公正な市場環境を構築することです。激変する市場環境に対応してダイナミックな競争を促進していくためには、多様なサービスやイノベーションの促進を行える環境、新規参入促進など多様なプレイヤーを確保することが必要です。これまでのボトルネック規制によりアクセス網のさらなるオープン化を促進するという方法に加えて、事業者間スイッチングの促進、サービスの多様な組み合わせの促進といった観点で制度設計を見直す必要があると考えます。
- ・ 「光の道」基本方針では、ボトルネック性に着目した規制の在り方と同時に市場支配力に着目したドミナント規制の在り方として、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争を歪める要因に対する対応が可能となること等にかんがみ、その導入について速やかに検討を開始することが適当である。その際、併せて、現在総務省殿において取り組まれている競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。」と指摘されており、今後、NTTのグループドミナンスについて競争評価でも重要な分析事項としてとりあげていくべきと考えます。

3、ブランド力について定義の明確化と分析方法の検討が必要

- ・ 「ブランド力」については、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」では消費者のアンケートで「ブランド力」という言葉が使用されています。経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」(平成14年6月24日)において、「ブランド力」が定義されておりブランドの競争優位性(価格優位性、販売数量安定性、拡張力)について分析されており、ブランド使用料の算定方法についても触れられています。また、公正取引委員会の「排除型指摘独占に係る独占禁止法上の指針」(平成21年10月28日)においても「ブランド力」が「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」を行い排除行為とされる可能性があるとして指摘されています。
- ・ NTTの総合的なグループドミナンスを検討してうえで、この「ブランド力」による市場支配力を注視していくことは非常に重要であると考えます。すでに確立されている定義や分析方法もあることから、これらを用いながら、まずは検討を始めるべきと考えます。

【各論】

章	頁	意見
概要	8	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域の市場分析</p> <p>NTTドコモのシェアは10年3月末で48.2%であり、依然として競争事業者とのシェア格差は大きく、寡占的な市場構造の下、市場支配力を行使し得る地位にある。また、事業者シェアに大きな変動はみられないが、上位3社のシェアは94.4%と極めて高い水準であり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。</p> <p>しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在等から、単独・協調ともに、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。その他、MVNOによる新市場創出、サービスの多様化、LTEのサービス開始やスマートフォン端末の普及など、これらの新たな動きが市場に大きく影響を及ぼす可能性も考えられることから、今後の市場動向を注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体通信市場において、MVNOによる新市場創出、サービスの多様化、LTEのサービス開始やスマートフォン端末の普及など今後の市場動向を注視していくことに賛成します。 ・ LTEに代表される高速モバイルは、その市場の大きさ、利用者の利便性や新たな需要も見込まれることから、成長戦略として根幹の一つとしておくべきものであるため、新興事業者が競争可能となるような環境をサポートするなど、市場活性化のための競争を促進し、従来の垂直統合型ビジネスモデルに加えて水平分業型のビジネスモデルの構築を推進すべきと考えます。 ・ 電波開放戦略により13年ぶりに携帯市場に参入した弊社は、先取的な技術とビジネスモデルによりワイヤレスブロードバンドという新たな市場を創出し、競争を促進してきたことにより、利用者利便性の向上を図り、新規事業者として大きな役割を果たしてきました。 ・ しかしながら、新興事業者である弊社では、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている帯域や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。そのため、次期700MHz帯・900MHz帯の割当てにおいては、1GHz以下の周波数かつ国際調和の取れた帯域を有していない新興事業者へ優先的に割当てを行う等といった競争中立的な割当てポリシーを導入することが必要と考えます。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ したがいまして、<u>報告書(案)に「移動体市場においては、イー・モバイル株式会社といった新興事業者が参入し、ワイヤレスブロードバンド市場を創出するなど競争促進による効果大きい。」「今後も継続的に競争促進していく必要があることから、競争中立的な周波数割当等継続的な競争環境の整備を行うべきである。」を追加いただけますよう強く要望します。</u> ・ 移動体通信領域については、携帯電話の通話についての評価が中心になっていますが、今後さらに需要が高まるワイヤレスブロードバンドにも焦点をあてて競争評価を行っていくべきと考えます。 ・ したがいまして、「<u>今後は移動体におけるデータ通信についても部分市場として競争評価を行っていくべき。</u>」を追記してワイヤレスブロードバンドに焦点をあてて競争状況の評価をしていただけるよう要望します。
概要	10	<p>【総務省案】</p> <p>3)FTTH市場</p> <p>第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務等の存在が市場支配力行使の抑止力となっているものの、10年2月、NTT西日本に対し、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて業務改善命令が出される事例が発生しており、今後、FTTHがブロードバンドサービスの中心となっていくであろうことを踏まえれば、競争ルールの遵守状況については更に注視が必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年来のNTT西殿の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ヒリングー体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。 ・ したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。 ・ また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザリーボード第1回(平成21年12月3日開催)においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛成します。 ・ したがいまして、報告書の記述についても「競争ルールの遵守状況については更に注視が必要である。」に追加して、「<u>これまで事業法の基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る異次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証することとし、競争セーフガード制度で運用してきたが、今後はその検証を受けて競争評価では全体として規制がうまく機能しているかどうか競争ルールの遵守状況を注視する必要がある。</u>」とするなど競争セーフガード制度と競争評価の連携についても記述いただけるよう強く要望します。
概要	12	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 戦略的評価のポイント</p> <p>V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析競争評価では毎年度、利用者に対するWebアンケートを行い、利用者の選好に関するデータを収集してきたが、これまでは、主に各年度における特定のテーマについての単年度の分析のために用いられてきた。一方で、毎年度テーマが異なる中にも共通して調査を行ってきた項目も少なくない。そこで、本評価ではWebアンケートの結果について経年的に分析を行うことで、利用者の選好がどのように変わってきたのかについて分析した。</p> <p>Webアンケートの結果からは、固定電話についてはOABJ-IP電話利用者の割合の増加及びNTT東西の利用者の割合の低下が見られ、ブロードバンドについてはFTTH利用者の割合の増加及びNTT東西の利用者の割合の増加が見られた。また、移動体通信については3G携帯電話の利用者の割合の増加が見られた。</p> <p>なお、Webアンケートは利用者側から見たデータであるが、これらのデータによる分析の結果は、供給者側から見たデータによる分析である定点的評価の結果とおおむね一致するものであった。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者選好の変化に関する経時的分析競争評価は、定点的評価の確認も行うことができ、非常に有意義だった

		<p>と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者選好のアンケートにおいて事業者を選択する理由や変更しない理由の1つに「事業者のブランドや信頼性が高いと思うから」というのがあり、消費者が「ブランド力」をかなり意識しているという点に注目する必要があると考えます。 ・ 「ブランド力」については、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」では消費者のアンケートで「ブランド力」という言葉が使用されています。経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」(平成14年6月24日)において、「ブランド力」が定義され、ブランドの競争優位性(価格優位性、販売数量安定性、拡張力)について分析されており、ブランド使用料の算定方法についても触れられています。また、公正取引委員会の「排除型指摘独占に係る独占禁止法上の指針」(平成21年10月28日)においても「ブランド力」が「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」を行い排除行為とされる可能性があるとして指摘されています。 ・ NTTの総合的なグループドミナンスを検討してくうえで、この「ブランド力」による市場支配力を注視していくことは非常に重要かつドミナント規制の在り方を検討するうえで必要であると考えます。すでに確立されている定義や分析方法を用いながら、まずは検討を始めるべきと考えます。 ・ <u>したがって、報告書に「市場支配力に着目したドミナント規制の在り方を検討していくうえでも、ブランド力についての分析が必要と思われる。」を追記いただけますよう要望します。</u>
概要	14	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争評価2010以降の評価について</p> <p>(1)今後の評価のあり方</p> <p>2)事業者の総合的な事業能力</p> <p>「基本方針」(09年12月公表)において、競争評価の分析に用いる判断要素としては、市場シェア、市場集中度などのほか、技術力や資本関係等といった事業者の総合的な事業能力を掲げ、これらの要素の選択的な組合せにより評価を行うこととしている。</p> <p>これまで、例えば、資本関係等を通じた総合的な事業能力を検証する観点から、HHIの算出に当たっては適宜複数社のシェアを合計してきたところであるが、引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p>

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる」に賛成します。 ・ 特に、「光の道」基本方針では、ボトルネック性に着目した規制の在り方と同時に市場支配力に着目したドミナント規制の在り方として、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争を歪める要因に対する対応が可能となること等にかんがみ、その導入について速やかに検討を開始することが適当である。その際、併せて、現在総務省殿において取り組まれている競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。」と指摘されており、今後、NTTのグループドミナンスについて競争評価でも重要な分析事項としてとりあげていくべきと考えます。 ・ これまでの競争評価では、総務省殿の考え方において「指定電気通信設備制度の有効性・適正性については、競争セーフガード制度において定期的に検証しています。」とされてきましたが、アドバイザリーボードでも規制がうまく機能しているかどうか競争評価でも見ていく必要があると指摘されたところであり、競争評価において、<u>今後はボトルネック性に着目した規制、及び総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の両方の観点から規制の有効性について評価していくという考え方に賛成します。</u>
概要	14	<p>【総務省案】</p> <p>3)事業者間取引の分析</p> <p>我が国の競争評価では、「競争評価2006」、「競争評価2007」における戦略的評価のテーマとして事業者間取引を分析した事例はあるものの、一次的な分析・評価対象は最終利用者向けサービスとしているところである。</p> <p>他方、EUにおいては、07年12月の「関連市場勧告」の見直しにおいて、卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は重要性が低いとの判断から、競争評価の対象とする小売市場の範囲を大幅に縮小するなど、卸売市場を重視する方針をとっている。</p> <p>我が国においても、国際的に整合性の評価を行う観点から、諸外国の動向について注視しつつ、市場環境の変化に応じ、事業者間取引に関する分析の拡充について検討を行うことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間取引に着目して、競争評価を行うべきという観点到に賛成します。 ・ FTTH契約数は2010年3月末で1,778.9万と増加したものの成長率は徐々に鈍化しており、利用率向上の限

		<p>界が明らかになっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」〔図表V-17 ADSL利用者のFTTHへの移行希望の推移〕(V p.14)から「ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望については5割以下であり、2009年度は2008年度に比べ、さらに割合が低下している。」(V p.13)という結果となっており、FTTH市場はADSL市場からのマイグレーションが収束するに従いその成長も鈍化していることがうかがえます。 ・ その中で、FTTH市場においては、NTT東西殿の独占化傾向(2010年3月末時点で75%まで上昇)や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。 ・ 以上のことから、利用率の向上に向けては、サービス競争を推進し利用者料金の低廉化を図るべきであると考え、具体的な施策として、『光ファイバ接続料の低廉化』、『光アクセス上でのラインシェアリング』を実現し、利用率向上に向けたブレイクスルーを目指すべきと考えます。 ・ 以上のことから、事業者間競争としてとりあげていただきたい分析項目としては以下のものを提案します。 <ul style="list-style-type: none"> ① FTTH市場におけるサービス間競争を行う事業者数と光ファイバの芯線利用率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継ダークファイバと加入ダークファイバの比較 ② ADSL市場、FTTH市場における接続料金と参入事業者数の関係
II	10-27	<p>【総務省案】</p> <p>2. 競争状況の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者数 (2) 料金 (3) 携帯電話事業者のARPUの推移 (4) 市場の集中度 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>競争状況の分析に、流動性(キャリアチェンジ)の項目も追加していただけるよう要望します。</u> ・ 番号ポータビリティ制度やSIMロック解除は、キャリアチェンジと水平分業型のビジネスモデルを促進します。 ・ サービス競争の進展度として、流動性(キャリアチェンジ)をとりあげることで、競争状況をさらに分析することが

		<p>できると考えます。手法としては、消費者へのアンケートのほか、SIMのみ契約数のデータを収集する方法があると考えます。</p>
II	22	<p>【総務省案】</p> <p>4) 事業者間取引（携帯電話の接続料）</p> <p>携帯電話の接続料は、基本的に事業者間の交渉により定められることになるが、第二種指定電気通信設備制度のもと、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーについては、接続約款の届出・公表が義務付けられており、これらの事業者の接続料については、毎年引き下げが続いている。</p> <p>なお、コストの差異等があり、単純な比較はできないものの、固定電話と携帯電話の接続料を比較すると、約5倍程度の開きがある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルの接続料については、毎年接続料が下がっているからといって市場支配力を行使していないかどうかとは相関がなく直ちに判断できないと考えます。第二種指定電気通信設備制度で接続約款の届出・公表が義務づけられているものの、電気通信事業法第34条に規定される「適正な原価」も接続約款が届出制であるがゆえに行政の認可を経たものではなく、検証すらできなかったことが大きな問題点であったといえます。結果的に、事業者が任意の算定方法で接続料原価を算定することができ、営業費が数十%も入っていたという事実が明らかになりました。その後、「<u>電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン（平成20年4月）</u>、及び「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」（平成21年12月）が策定されましたが、ガイドライン策定後も接続料金が硬直化しているような市場支配力を持つ事業者については、改めて市場支配力の行使について検証すべきと考えます。 ・ したがいまして、報告書案に「<u>電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン（平成20年4月）</u>、及び「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」（平成21年12月）などで接続料の算定について事業者間不均衡を解消するための施策がとられているが、有効に機能しているかどうかの検証が必要。」と追記していただけるよう要望します。

II	37・38	<p>【総務省案】</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入によって低下したものの、競争評価07で分析したとおり、利用者にとって、契約解除料や長期継続割引の存在、音楽やゲーム等のコンテンツの持ち運びができない場合があること、ポータブルなメールアドレスを利用できる環境にはないこと等が、スイッチングコストとなっていると考えられる。</p> <p>料金体系もますます多様化・複雑化しており、料金水準の把握や事業者間での比較等が困難となり、たとえ実際の料金水準等に差異があったとしても、それが直ちには事業者変更に結びつかない場合もあると考えられる。</p> <p>これらを考慮すれば、<u>移動体通信市場では、既存事業者で、かつ、大きなシェアを有する事業者であるNTTドコモの、市場における影響力は極めて大きい。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「光の道」基本方針においてもワイヤレスブロードバンドへの期待は高まっています。スイッチングコストを引き下げるだけでなく、ダイナミックな競争を促進しモバイル市場を拡大するといった政策が必要と考えます。 ・ NTT東西殿が主体となる市場支配力の行使はもちろんのこと、NTTドコモ殿がグループ会社であるNTT東西殿などと協業してサービスを提供する場合に、総合的な市場支配力を行使しないかどうかという観点で競争評価を行っていくべきと考えます。
II	39	<p>【総務省案】</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>移動体通信市場では、各種割引の拡充や新機能・新サービスの導入等、各社間の競争が活発に行われている状況であり、NTTドコモにとっては、シェアが減少傾向にある中、価格等への影響力を行使することによる利益確保を図るよりも、競争によるシェアの維持・拡充による利益確保に向けた行動がとられていると考えられる。</p> <p>② 複数の事業者による市場支配力の行使</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。なお、割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であることには留意が必要である。</p>

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案の「NTTドコモにとっては、シェアが減少傾向にある中、価格等への影響力を行使することによる利益確保を図るよりも、競争によるシェアの維持・拡充による利益確保に向けた行動がとられていると考えられる。」「上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。なお、割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であることには留意が必要である。」の指摘に賛成します。 ・ 移動体通信市場においてはすでに成熟期に入っており、既存大手3事業者の行動は価格の値下げやサービス多様化による需要の拡大よりもむしろシェアの争いといった点を重視しており、利用者の利便性につながらない競争になっていると考えます。 ・ 寡占状態にある既存大手3社事業者内での利益の確保が必ずしも利用者の利便性向上につながらないことは市場支配力の行使とまではいえないとしても、競争評価では、利用者の利便性向上につながるような真の競争を促進すべきであることを示唆いただけるよう要望します。
II	41	<p>【総務省案】</p> <p>SIMロックの在り方に関し、10年4月に携帯電話事業者等からのヒアリングを実施し、利用者の要望を前提に事業者が自主的にSIMロック解除を実施するという方針に一定のコンセンサスを得られたこと受け、10年6月末に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定・公表したところである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性向上からもSIMロック解除は基本的に全事業者が協調して行っていくべきと考えます。SIMロック解除はキャリアチェンジや水平分業型モデルの促進の一手段ですが、その他にも新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点も含めた競争促進策を検討すべきと考えます。